# 佐久市社会資源ポータルサイト「さくぽた」運用ガイドライン

令和８年（2026 年）１１月６日 作成

## 第１章 総則

### １．目的

本サイトは、佐久市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・福祉・子育て・生活支援・地域活動などに関する多様な社会資源情報を集約し、市民や支援関係者に広く提供するとともに、地域における包括的な支援体制の構築に寄与することを目的とします。

### ２．個人情報の取扱い

本サイトの登録にあたり提供された代表者や担当者の氏名、連絡先等の個人情報は、「佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき適切に管理し、本サイトの運営及び市からの業務連絡以外の目的には使用しません。

### ３．免責事項

本サイトの運用にあたり、佐久市は以下の事項について免責されるものとします。

1. 市は、掲載されている情報の正確性、最新性、有用性等について確認に努めますが、これを完全に保証するものではありません。
2. 掲載された情報の利用、又は掲載団体等が提供するサービスを利用したことにより生じた利用者間又は第三者とのトラブルや損害等について、市は一切の責任を負いません。
3. システムの保守、障害、その他やむを得ない事由により、本サイトの運用を一時的に停止又は中断することがあります。これにより生じた損害等についても、市は責任を負いません。

# 第２章 資源情報の掲載について

## １．掲載対象となる分野・カテゴリー

以下のいずれかの分野・カテゴリーにおいて、佐久市民の生活を支援するサービスや活動を提供している団体・事業所・企業等を対象とします。

- **各種相談窓口**
- **医療機関等に関する情報**
- **介護サービス等に関する情報**
- **障害福祉サービス等に関する情報**
- **子育てに関する情報**
- **地域の通いの場に関する情報**
- **生活支援サービスに関する情報**

**【分野・カテゴリーの拡充について】**

本サイトは、市民の多様なニーズや地域課題の変化にきめ細かく対応するため、対象となる分野を固定せず、今後の運用の中で柔軟に見直し、順次追加・拡充していくものとします。

## ２．掲載の基本要件

掲載を希望する団体・事業者等は、以下の要件を全て満たす必要があります。

1. **活動エリア：** 原則として佐久市内に拠点がある、又は市民を対象にサービスや活動を提供していること。
2. **継続性：** 継続的かつ安定的な活動・サービス提供が行われている、又は見込まれること。
3. **情報公開：** 市民に対して、活動内容、連絡先、利用条件などの情報を適切に公開できること。
4. **法令遵守：** 関係法令等を遵守し、各種指定や許認可等が必要な事業については、適切に取得していること。
5. **民間企業の参画：** 営利を目的とする民間企業（スーパーマーケット、宅配業者、タクシー会社など）であっても、その提供するサービスが市民の日常生活の維持・向上（買物支援、移動支援など）に資するものであり、本サイトの趣旨に合致する場合は掲載の対象とします。

## ３．掲載を認めない基準

以下のいずれかに該当する場合、又はそのおそれがある場合は掲載できません。

1. 法令や公序良俗に反する活動を行う団体等
2. 政治活動、選挙活動、又は宗教活動を主たる目的とする団体等
3. 暴力団、又は暴力団と密接な関係を有する団体等（反社会的勢力）
4. 本サイトの趣旨（地域福祉や市民の生活支援等）に寄与しない、単なる自社商品の販売促進や営利目的の広告宣伝に終始しているもの
5. 虚偽の内容、又は誇大広告等により市民に不利益を与えるおそれがあるもの
6. その他、佐久市がポータルサイトの趣旨に照らして不適切と判断したもの

## ４．掲載の申込みと決定

掲載を希望する団体等は、市が定める所定の手続（様式１「社会資源情報 登録・変更・削除 申請書」の提出）により、該当する分野・カテゴリーの所管課へ申し込むものとします。各所管課は本基準に基づき内容を審査し、掲載の可否を決定します。
※掲載の判断に迷う場合は、福祉課福祉政策係へ相談

## ５．掲載情報の管理と更新

1. **情報の正確性：** 掲載団体等は、提供する情報が常に最新かつ正確であるよう努めなければなりません。
2. **定期更新（年１回）：** 登録情報の内容については、情報の正確性を保つため、年に1回一斉更新を行います。掲載団体は所管課からの更新内容確認に協力するものとします。
3. **随時更新及び変更・廃止の届出：** 一斉更新の時期以外に、活動内容や連絡先などの登録情報に変更が生じた場合、又は活動を休止・廃止する場合は、速やかに該当する分野を所管課へ申し出てください。随時更新に関するシステム上の更新作業は、所管課において行います。
4. **掲載及び削除の判断（所管課の権限）：** 本基準に基づく登録情報の掲載の可否、情報の修正、及び削除に関する判断は、該当する分野を所管課が行うものとします。なお、所管課が不明な場合や判断が困難な場合は、福祉課福祉政策係において判断を行います。
5. **市による修正・削除：** 掲載基準に違反していることが判明した場合、または長期間連絡が取れず実態が確認できない場合、所管課（又は福祉課）は予告なく掲載情報の修正や削除を行うことができます。

## 第３章 管理者サイトの運用について

### １．管理者サイト ID の発行と管理

本サイトの掲示板等を活用した行政からの情報発信の受信や、関係者間のコミュニケーションを行うための「ログイン ID」の発行については、以下の基準を定めます。

1. **ID 発行の対象：** 本掲載基準を満たし、かつ継続的に自団体の活動情報やサービス内容を更新・管理できる体制がある団体であって、行政からの情報発信や関係者間のコミュニケーションを目的とした掲示板等の機能の活用が見込まれる団体に対して、所管課の判断に基づき ID を発行します。発行を希望する場合は、様式２「管理者サイト ID 利用申請書」を提出してください。
2. **ID とパスワードの管理：** 発行された ID（メールアドレス等）およびパスワードは、各団体・事業所において厳重に管理し、紛失や漏えい、第三者への貸与・譲渡をしてはなりません。
3. **情報の確認及び ID の適切な利用：** ID を付与された団体は、担当者用マニュアル等に準じて、行政からの情報確認や関係者間のコミュニケーションに努めるものとします。
4. **ID の停止・抹消：** 長期間ログインが行われない場合、又は不適切な利用が認められた場合、市（所管課又は福祉課）は予告なく ID の利用停止または抹消を行うことができます。

## 第４章 その他

### １．基準の見直し・改定

本基準は、社会情勢の変化や本サイトの運用状況、市民ニーズ等を踏まえ、必要に応じて随時見直し、改定を行うものとします。

## 附則

1. 本基準は、令和 8 年（2026 年）１１月６日より施行（適用）する。

様式１

# 佐久市社会資源ポータルサイト「さくぽた」
# 社会資源情報 登録・変更・削除 申請書

申請区分： ☐ 新規登録　　☐ 登録内容の変更　　☐ 登録の削除

## 【1】申請情報

| | | |
|---|---|---|
| 申請日 | 【必須】 | |
| 申請者（法人・団体）名 | 【必須】 | |
| 連絡先 TEL | 【必須】 | |

## 【2】社会資源情報

| | | |
|---|---|---|
| 名称 | 【必須】 | |
| カテゴリ | 【必須】 | |
| 住所 | 【必須】 | |
| 問い合わせ先 TEL① | 【必須】 | |
| 問い合わせ先 TEL② | 【任意】 | |
| 問い合わせ先 FAX | 【任意】 | |
| 問い合わせ先 Email | 【任意】 | |
| 資源（サービス）概要 | 【必須】 | |
| ホームページ URL | 【任意】 | |
| 対象者 | 【任意】 | |
| 有償・無償 | 【必須】 | |
| 料金目安 | 【任意】 | |
| 営業日時 | 【任意】 | |
| 申込み方法 | 【任意】 | |
| 空き情報 | 【任意】 | |
| その他 | 【任意】 | |
| 一般公開 | 【必須】 | ■一般公開の可否<br>☐ 可　　☐ 否 |

※パンフレットや画像等、サイトに掲載したい添付データがある場合は、申請書と一緒にご提出ください。

様式２

# 佐久市社会資源ポータルサイト（さくぽた）
# 管理者サイト ID 利用申請書

佐久市長　宛

佐久市社会資源ポータルサイト「さくぽた」の掲示板等の機能を利用するため、管理者サイト ID の発行を申請します。なお、ID 及びパスワードの管理は厳重に行い、本サイトの掲載基準及び運用ルールを遵守することを誓約します。

| | |
|---|---|
| 申請日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 団体・事業所名 | |
| 代表者職・氏名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 担当者氏名 | |
| 連絡先・ID 希望 | 電話番号：<br><br>メールアドレス（ID として使用）： |